

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月1日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

- (1) 各区投票所一覧表（18区分）及び氏名掲示（小選挙区）の印刷
- (2) 案内用腕章 718枚ほかの購入
- (3) ビニールかぶせ袋 1,370枚ほかの購入

2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか18か所
- (2) 各区区役所統計選挙係（18か所）
- (3) 各区区役所統計選挙係（16か所）

3 契約日

- (1) 令和6年10月9日
- (2) 令和6年10月9日
- (3) 令和6年10月10日

4 履行日又は履行期間

- (1) 契約締結した日から令和6年10月22日まで
- (2) 契約締結した日から令和6年10月21日まで
- (3) 契約締結した日から令和6年10月22日まで

5 契約金額

- (1) 1,279,520円
- (2) 539,492円
- (3) 418,847円

6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 株式会社ナデック
横浜市鶴見区矢向3-15-27
- (2) ナカムラ興業株式会社
横浜市鶴見区平安町2丁目12番18号

(3) コーナー

横浜市神奈川区西大口 113-9-204

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 第 50 回衆議院議員総選挙の選挙期日については、新聞等の報道により、10 月 29 日公示、11 月 10 日選挙期日として準備をしていたが、10 月 1 日夜に 10 月 15 日公示、10 月 27 日選挙期日の日程で執行する旨を首相が表明し、想定日程より前倒しになった。各区投票所一覧表 (18 区分) については遅くとも公示日までに、氏名掲示 (小選挙区) については選挙期日 5 日前までに納品されている必要があるが、原稿が確定してから納期までの日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び本市にとって償うことのできない損害を生じると考えられたため。
- (2) 衆議院議員総選挙については、10 月 1 日夜に選挙期日 10 月 27 日、公示日 10 月 15 日と首相が表明したが、腕章は投票所において、誰もが投票しやすい投票所の環境づくりのために必要不可欠であるほか、開票所においては、担当の視認性の向上により正確確実な開票事務のために必要であり、投・開票所への器材運搬の準備作業前に納品されている必要があったため。
- (3) 衆議院議員総選挙については、10 月 1 日夜に選挙期日 10 月 27 日、公示日 10 月 15 日と首相が表明したが、ビニールかぶせ袋は、投票所において選挙執行に必要不可欠な物品を天候による影響を受けづらい袋に入れることで、利便性向上が図られ、迅速及び正確な対応を可能にするほか、ベニヤ板は、違法ポスター撤去範囲表示をするために必要であり、投・開票所への器材運搬の準備作業前に納品されている必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

- (1) 各区投票所一覧表の印刷業務にあたった経験はないが、納期までに対応可能との明確な回答があり、直近の統一地方選挙で氏名掲示の印刷業務にあたった経験がある事業者であったため。
- (2) 直近の統一地方選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (3) 直近の統一地方選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。

9 所管課

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課